

資 料

（寄附金控除（個人住民税））

目 次

I 基本的な考え方

- ・ 個人住民税の性格と諸控除 1
- ・ 人的控除の概要 2
- ・ その他の主な控除制度の概要 3
- ・ 地方分権の推進（地方公共団体の自己決定権等の確立・税率のフラット化） 4
- ・ 寄附金控除 5
- ・ 所得税と個人住民税の比較（寄附金控除） 6
- ・ 寄附金に係る受益と負担の関係（都道府県共同募金会に対する寄附金の場合） 7
- ・ 寄附金に係る受益と負担の関係（受益団体と負担団体が異なる場合） 8

II 地方団体のNPO等支援策

- ・ 地方団体のNPO支援策 9
- ・ NPOと地方公共団体との協働の形態 10
- ・ 市川市「市民活動団体支援制度」 11

III 論点

- ・ 個人住民税の寄附金控除の主要論点 12

I 基本的な考え方

個人住民税の性格と諸控除

- 所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

(「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）」)

- 所得割の所得控除については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人住民税の性格や応益原則に基づき見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。

(「平成17年度の税制改正に関する答申」平成16年11月)

- 生命保険料控除、損害保険料控除といった貯蓄の奨励など国家的な政策の見地からの控除については、地方税である個人住民税においては極力整理すべきであると考えられます。

(わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月）)

人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基礎的な 人的 控 除	基 礎 控 除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
	特別な 人的 控 除	障 害 者 控 除		昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
寡 婦 控 除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下	
(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下	
寡 夫 控 除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
勤 労 学 生 控 除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下	

その他の主な控除制度の概要

(所得控除)

控除の種類	概 要	所 得 税	個人住民税
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	最高5万円	最高3万5千円
損害保険料控除	損害保険料を支払った場合に控除	最高 短期3千円、長期1万5千円 合計1万5千円	最高 短期2千円、長期1万円 合計1万円

(税額控除)

控除の種類	所 得 税	個人住民税
定率控除	10% 上限12万5千円	7.5% 上限2万円
住宅借入金等特別控除	有	無
政党等寄付金特別控除	有	無
試験研究費が増加した場合等の特別控除 *	有	無
エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除 *	有	無
情報通信機器等を取得した場合等の特別控除 *	有	無

(注) 1 このほか、外国税額控除等、二重課税の調整のために控除を設けている。

2 * は青色申告者のみに適用される。

地方分権の推進（地方公共団体の自己決定権等の確立・税率のフラット化）

- 地方分権の進展の下、地方公共団体が地域住民の参加・参画を得て総合的に施策の選択を行い、活力のある地域社会の実現に責任を持って取り組めるようにすることが重要です。このためには、機関委任事務制度の廃止、国の関与・必置規制の整理合理化、権限委譲に併せて、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任を確立することが必要です。

（わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月））

- 税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。

（平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月））

寄附金控除

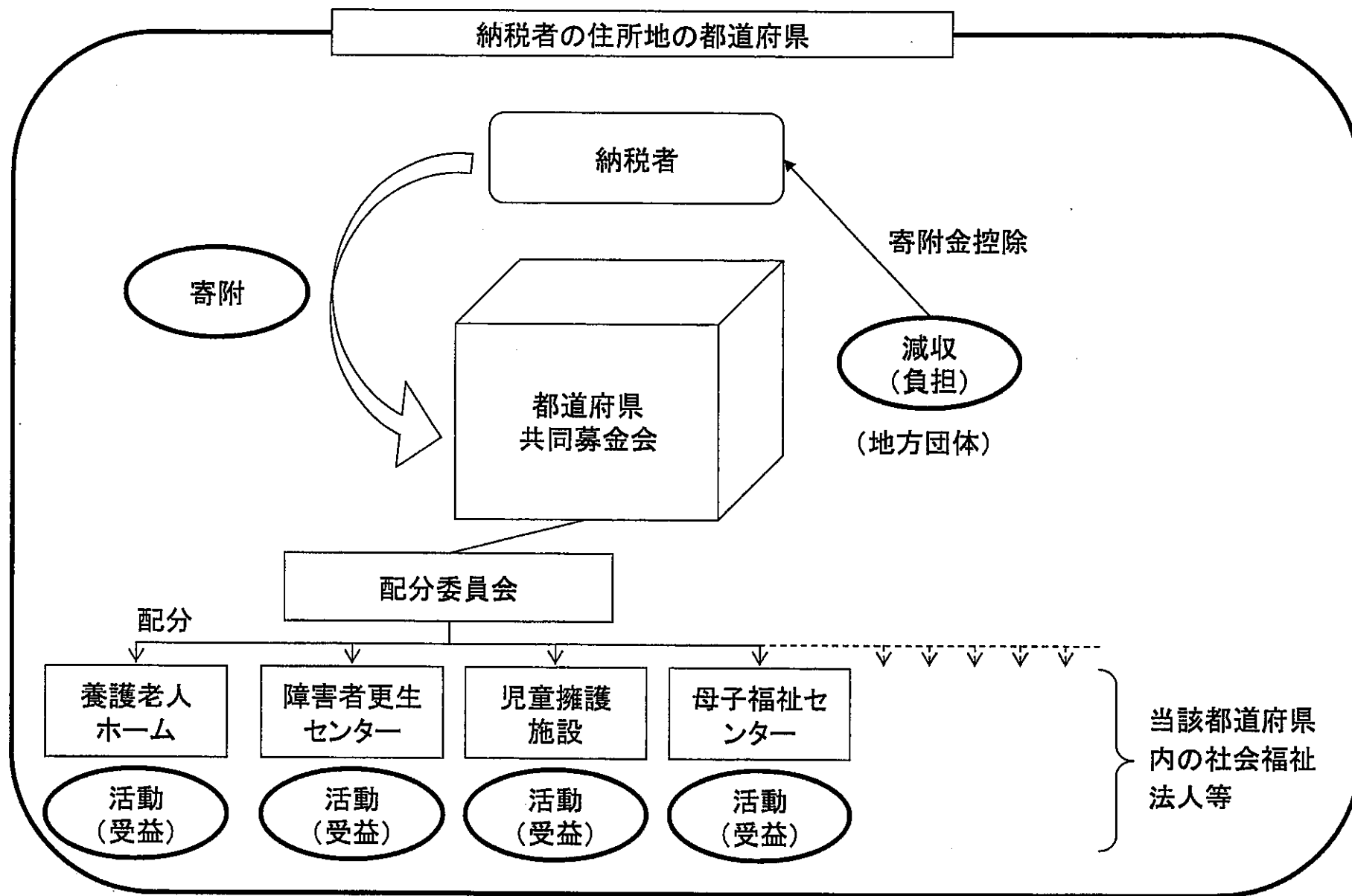
- 寄付金は、一般的には他人に対する金銭等の贈与であって、所得の任意処分であるため、個人所得課税の課税ベースに含めるべきものです。ただし、所得税においては特定の公益目的の寄付、すなわち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などに資するものについては、支出した特定寄付金（1万円を超える部分）を控除することができる寄付金控除が認められています。一方、個人住民税の寄附金控除については、控除を行う地方公共団体と寄附金による地方公共団体の受益との対応関係が必要であるため、所得税に比較し、極めて限定されたものとなっています。なお、個人がNPO法人に対して寄付金を支出した場合の税制上の取扱いについては、制度の趣旨や法人の実態を踏まえ、相当の公益性を担保するための基準や仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点から検討を進めていかなければなりません。

（わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月））

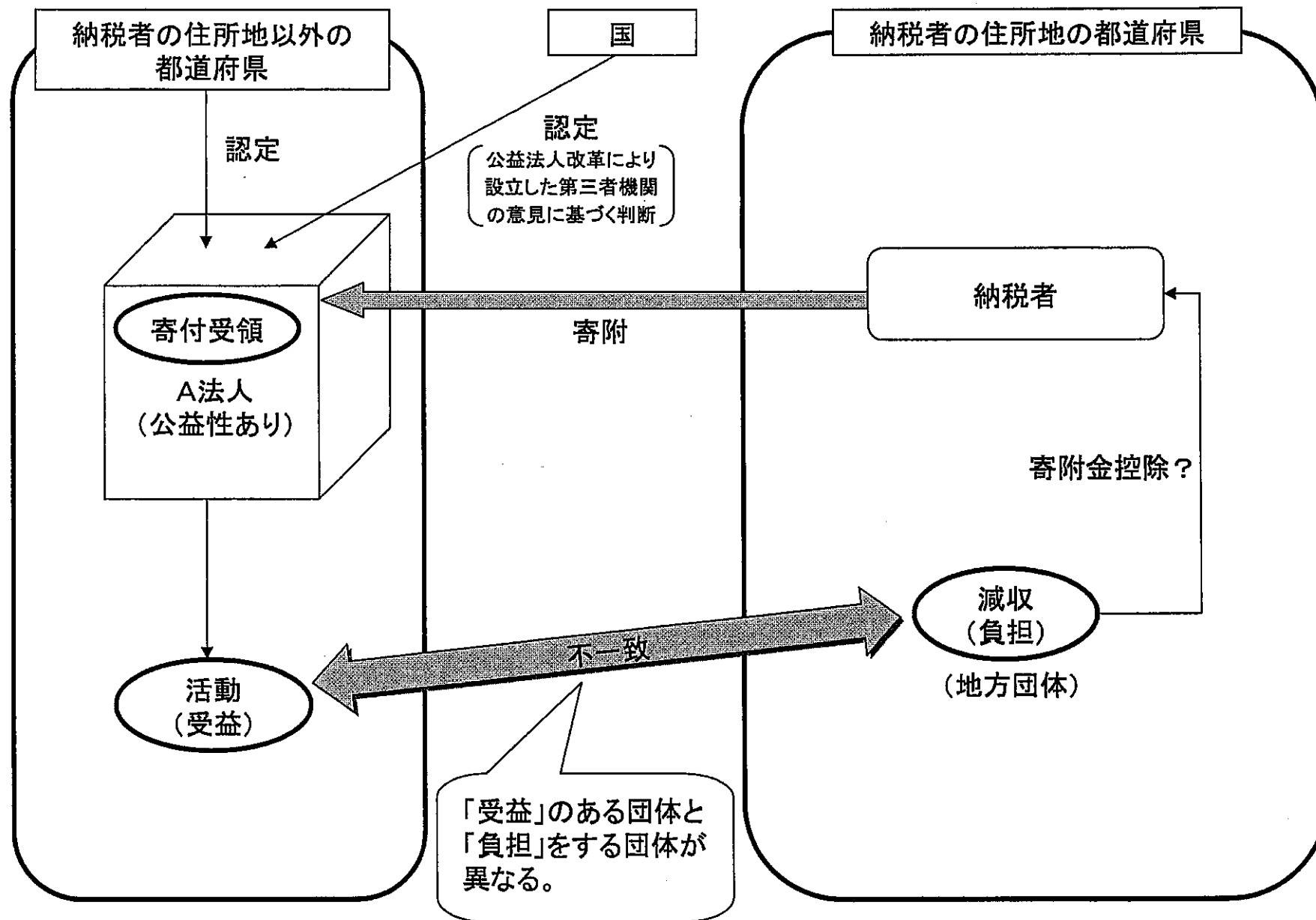
所得税と個人住民税の比較（寄附金控除）

所 得 税（昭和37年創設）	個人住民税（平成2年度創設）
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金（一部事務組合、広域連合は対象外）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの（指定寄付金） 〔411件（H15の指定数）〕	住所地の都道府県共同募金会又は住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）に対する寄附金（1及び2を除く） ① 日本育英会などの特殊法人等 ② <u>（財）日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等</u> ③ <u>科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人</u> ④ 学校法人 ⑤ 社会福祉法人 ⑥ 更生保護法人 〔901法人（H16.4.1現在）〕	
4 特定非営利活動法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対する寄附金 〔31法人（H17.4.26現在）〕	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
「寄附金（※）－1万円」を所得から控除 ※ 総所得の30％を限度	「寄附金（※）－10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25％を限度

寄附金に係る受益と負担の関係(都道府県共同募金会に対する寄附金の場合)



寄附金に係る受益と負担の関係(受益団体と負担団体が異なる場合)



Ⅱ 地方団体のN P O等支援策

地方団体のNPO支援策

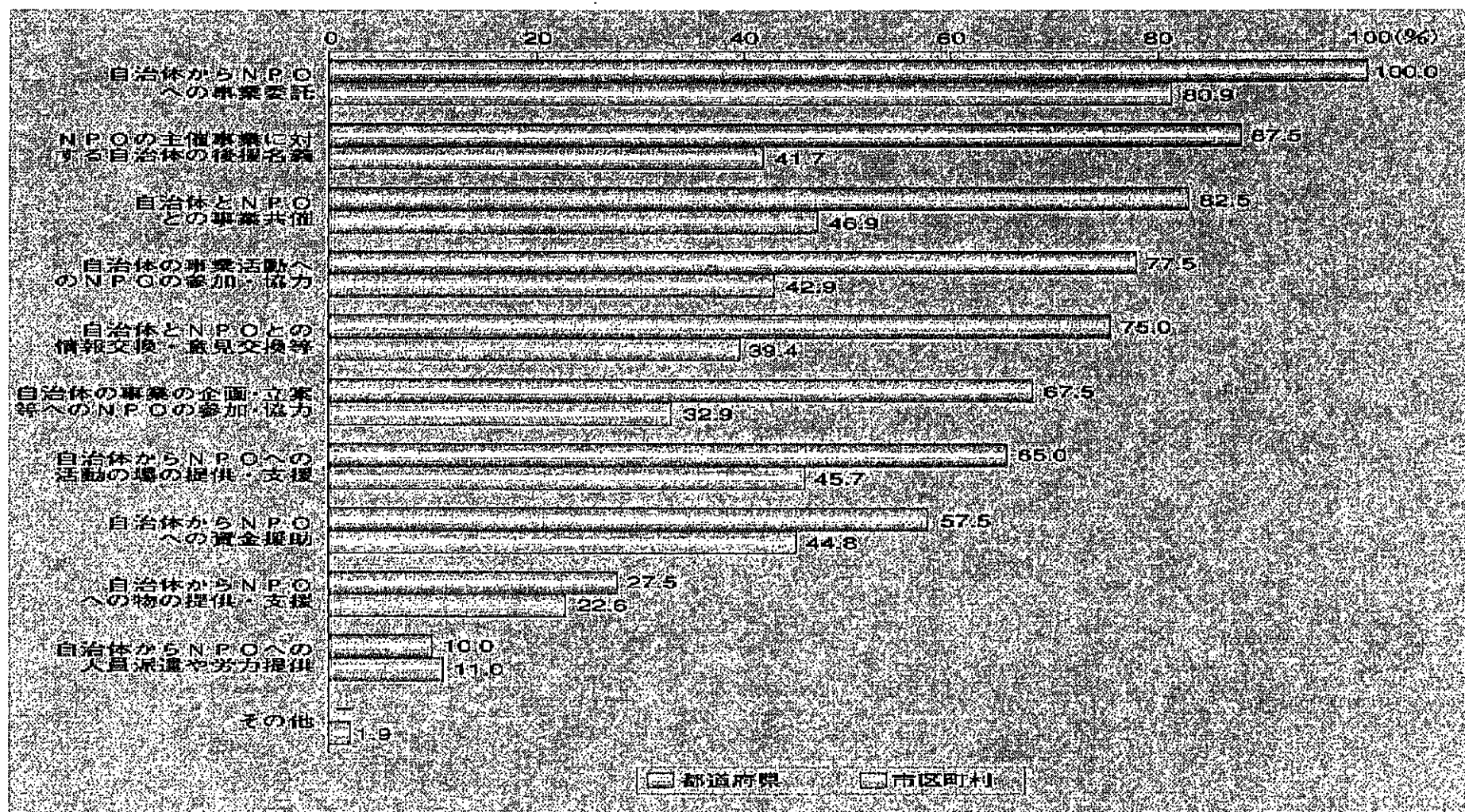
～「地方自治体のNPO支援策に関する実態調査（平成15年3月・千葉県委託事業）」より～

支 援 の 内 容	実 施 団 体 数 及 び 割 合	
	都道府県	市区町村
○ NPO支援に関する条例等の制定		
・ 条例	12 (25.5%)	25 (3.4%)
・ 基本方針	32 (68.1%)	68 (9.3%)
○ NPO支援センターの設置	32 (68.1%)	127 (17.4%)
○ 補助	25 (53.2%)	158 (21.6%)
うち補助対象を公募	23 (48.9%)	84 (11.5%)
○ 基金及び公益信託	13 (27.7%)	27 (3.7%)
○ 融資	4 (8.5%)	3 (0.4%)
○ 地方税減免措置（法人住民税均等割等）	47 (100.0%)	329 (45.1%)

（注）都道府県、市、東京23区及び人口2万人以上の町村の1,057自治体のうち、回答のあった777自治体の状況を取りまとめたものである。

NPOと地方公共団体との協働の形態

～「国民生活白書（平成16年版）」より～

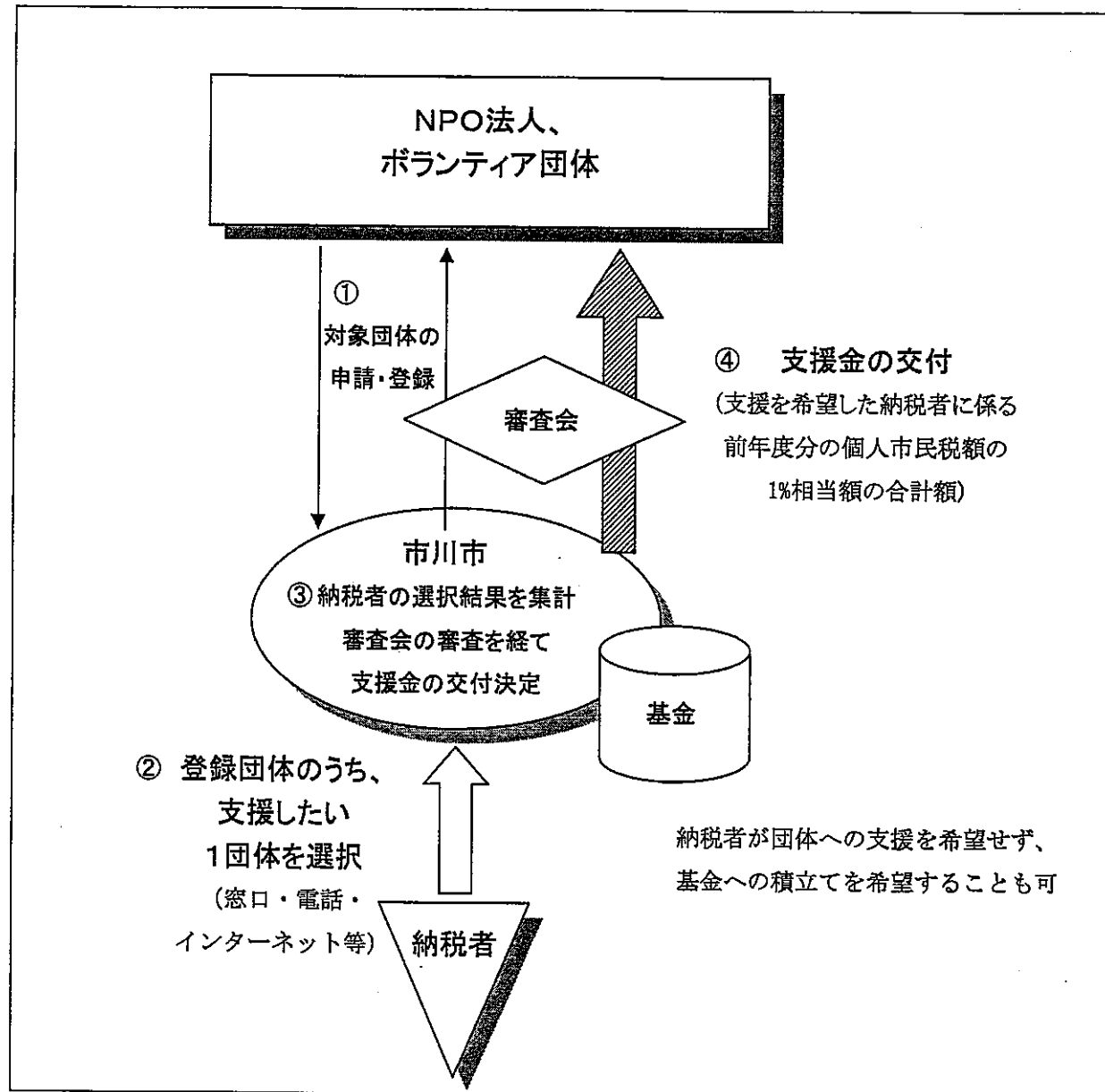


(備考) 1. 内閣府「コミュニティ再興に向けた協働のあり方に関するアンケート」(2004年)により作成。

2. 「貴自治体における協働事業は下記のどの形態に該当しますか? (〇はいくつでも)」という問に対して回答した都道府県及び市区町村の割合。

3. 回答した団体は、40 都道府県、429 市区町村。

市川市「市民活動団体支援制度」



Ⅲ 論 点

個人住民税の寄附金控除の主要論点

- 控除を行う地方公共団体と寄附金による地方公共団体の受益との対応関係が必要ではないか。
- 地域社会において必要な福祉、教育、道路整備などのための「地域社会の会費」である住民税について、政策的に課税ベースを狭めるべきではないのではないか。
- 最高税率でも13%である住民税の所得控除を行うことにより寄附のインセンティブを与えるとこの政策効果は、地方公共団体の減収や事務負担の増加というコストに比べて大きいのか。
- 「寄附文化の普及・定着」という目的の実現のために地方公共団体の減収につながる寄附金控除を一律に地方税法で定めることは、問題ではないか。
- 地方公共団体が独自に条例により寄附金控除の制度を設けることについては、受益と負担の関係は明確にできる一方で、地方公共団体や納税者の事務負担が増加することになるが、これらの点を踏まえ、どう考えるか。